

令和3年9月17日

石巻専修大学

現時点における本学の「大学全体の管理レベル」と「活動区分ごとの管理レベル」

I 大学全体の管理レベル（令和3年9月17日～）

警戒 LV	活動 LV
B警戒	2：制限－小

II 活動区分ごとの管理レベル（令和3年9月17日～）

①大学入構	2： 制限－小	■学部生・大学院生は、学内における新型コロナウイルス感染症対策を遵守した上、登校できる。ただし、不要な滞在は認めない。 ■教職員は、通常どおり入構できる。 ■学外者は、通常どおり入構できる。守衛所で入構管理必須とする。
②授業（講義・演習、実験・実習）	2： 制限－小	■授業は、感染対策に配慮して対面授業を実施することができる。感染防止に配慮しつつ、非対面方式を状況に応じて取り入れ、大規模・密集となる対面授業は避ける。 ■授業は、授業教室等の収容定員管理の下、実施する。 ■実験・実習は、ガイドラインを定め、実施する。
③学内施設の利用	2： 制限－小	■学内施設は、所定の手続きの上、感染状況に十分配慮しつつ、学内施設を利用することが出来る。 ■学内に、学内無線 LAN や PC 等を利用できる所定場所（アクセスポイント）を設置する。 ■予習・復習のために学内施設においての自学自習も可とする。
④学生の課外活動	2： 制限－小	■学生団体・サークル等の課外活動は、感染状況に十分配慮しつつ、所定の手続きの上、許可する。
⑤教員の研究活動	2： 制限－小	■教員は、必要な感染対策を行った上で実施する。
⑥学生・教職員に対する不要不急な外出や旅行	2： 制限－小	■緊急事態宣言対象地域への出張・旅行は自粛を要請、流行地域への国内外出張は注意する。業務上やむを得ない場合、許可を得て認める。
⑦学内会議	2： 制限－小	■感染防止措置の上、対面会議を行う。